

は し が き

渉外的戸籍事件が近年増加しているとの声は、戸籍実務を処理する現場を中心に年毎に高くなっているように見えます。確かな全体的統計があるわけではありませんがそれは間違いのない指摘であろうと思います。その背景的事情の一つである近年における国際化の進展に伴い、日本人の海外進出の増加と、来日する外国人の増大はその要因として顕著なものと言えるかと思えます（もっともコロナ禍による出入国の一時的減少傾向はありました）。

他方で、このような渉外的要素を含む戸籍事件の処理について戸籍実務の現場では、国内戸籍事件処理の場合の民法（親族法）や戸籍法令のように拠るべき基本法令（例えば、「渉外戸籍法」のような法令）が存在しないことも一つのネックになっているのも事実であろうと思います。もっとも、これは事柄の性質上やむを得ない面があることも否定できません。しかし、事情はともあれ、いずれにしても渉外的戸籍事件についても的確な処理が求められていることには変わりはありません。最近に関連する参考書や外国法令等の資料的出版物の刊行も活発です。平成元年の「法例」改正後の法務省による渉外的戸籍事件に関する先例等の発出等もかなり蓄積されてきています。これらをうまく使いこなしていけば渉外的戸籍事件の処理も何とか凌げるかもしれません。

しかし、やはり渉外的戸籍事件処理の基本的な心構えとしては、関係する法律、とりわけ、法の適用に関する通則法を起点とし

て、国内法（親族法、国籍法、戸籍法等）の的確な知見を活かした体系的な思考とそれに基づく処理がオーソドックスな対応策であろうと思います。学びの道に近道はないというのがどのような分野であれ、定説と言ってよいでしょう。もちろん、その具体的方法は多様であってよいと思います。

本書は、このような基本的視点に立って、渉外的戸籍事件を処理する場合に必要な基本的事項を複眼的かつコンパクトに捉えてまとめたものです。その内容構成は以下のようになっています。

まず第1章では、国際私法の意義・構造・特質等を簡単に説明しています。第2章では、法の適用に関する通則法の中の第7節「補則」（第38条以下）に規定されている事項で渉外的戸籍事件処理上も重要と思われる関連規定を中心に説明しています。第3章では、渉外的戸籍事件の処理と深く関わる通則法の第5節の第24条から第35条までの規定（親族編）についてその内容・趣旨等を明らかにし、その上で、これらの規定と具体的な渉外的戸籍事件処理との関係を中心に実務の立場に依拠することを基本として説明しています。第4章では、渉外的戸籍事件に関連する「裁判例」を紹介しています。判決に含まれる問題点と裁判所の判断論理は戸籍実務においても大変参考になると思われます。最後の第5章は資料編として、渉外的戸籍事件処理に必要な基本的資料となるべきものを4点挙げています。

1つは、法の適用に関する通則法（抄）、2つは、平成元年10月2日付け民二第3900号法務省民事局長通達（法例の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて）、3つは、

法務省民事局第二課（当時）職員の皆さんの手による「改正法例に関する質疑応答集」、4つは、いわゆる「要件具備証明書」（婚姻）について20か国の様式例を紹介しています。これらは、いずれも渉外的戸籍事件処理に際して座右に備えておくべき資料であろうと思います。

本書が渉外的戸籍実務に関わる皆さんに少しでもご活用いただければ幸いです。

本書の出版に際しては、(株)テイハンの代表取締役坂巻徹氏、同専務取締役市倉泰氏のご支援と同社企画編集部の南林太郎氏に大変お世話になりました。心からお礼申し上げます。

2020年12月

澤 田 省 三

主要参考文献

- ・ 民事月報（法例改正特集）第44巻号外・法務省民事局（1989年）
- ・ 櫻田嘉章・道垣内正人編「注釈国際私法第2巻・法の適用に関する通則法 §§ 24~43・附則・特別法」有斐閣（2011年）
- ・ 黒木忠正・細川清「外事法・国籍法」ぎょうせい（1988年）
- ・ 南敏文編著「Q & A 涉外戸籍と国際私法」日本加除出版（2008年）
- ・ 中西康・北澤安紀・横溝大・林貴美著「国際私法」有斐閣（2015年）
- ・ 澤木敬郎・道垣内正人著「国際私法入門」有斐閣（2018年）
- ・ 財団法人民事法務協会編「新版 実務戸籍法」（2001年）
- ・ 神前禎著「解説 法の適用に関する通則法」弘文堂（2006年）
- ・ 司法研修所編「涉外養子縁組に関する研究－審判例の分析を中心に－」法曹会（1999年）
- ・ 内野宗揮編著「一問一答 平成30年人事訴訟法・家事事件手続法等改正－国際裁判管轄法制の整備－」商事法務（2019年）
- ・ 最高裁判所事務総局家庭局監修「涉外家事事件執務提要（上）」法曹会（1998年）
- ・ 最高裁判所事務総局編「涉外家事事件執務提要（下）」法曹会（1992年）
- ・ 櫻田嘉章・道垣内正人編「国際私法判例百選「第2版」」有斐閣（2012年）

法の適用に関する通則法と渉外的戸籍事件 —基礎理論と実務への誘い—

目 次

はしがき

主要参考文献

第1章 国際私法の意義等をめぐって

第1講 国際私法の意義・構造・特徴等……………2

第2章 国際私法（通則法）総論

第2講 本国法決定のルール（常居所地法・密接関連法）……………12

第3講 反致とは何か……………22

第4講 公序（外国法の適用排除）……………26

第5講 法律関係の性質決定……………30

第6講 連結点の確定……………33

第7講 外国判決の承認……………35

第3章 国際私法（通則法）各論

—通則法第5節親族編と渉外的戸籍事件

第8講 婚 姻……………42

第9講 離 婚……………65

第10講 親子関係……………87

第11講 親子関係と出生届等の取扱いについて……………98

第12講 養子縁組……………115

第13講 養子離縁……………140

第14講 親 権……………146

第4章 渉外的戸籍事件に関連する裁判例

| | | |
|----|-------------------------------------|-----|
| 1 | 分裂国家と本国法 | 156 |
| 2 | 常居所 | 159 |
| 3 | 隠れた反致 | 161 |
| 4 | 地域的不統一法国 | 164 |
| 5 | 人的不統一法国 | 166 |
| 6 | 公序—異教徒間の婚姻を禁止するエジプト法 | 168 |
| 7 | 公序—重婚を無効とするフィリピン法 | 170 |
| 8 | 公序—養子縁組を禁止するイラン法 | 172 |
| 9 | 婚姻無効 | 176 |
| 10 | 婚姻の方式・在外日本領事館に提出された婚姻届の効力 | 178 |
| 11 | 渉外的婚姻の無効確認訴訟における国際裁判管轄と婚姻の有効性 | 183 |
| 12 | 嫡出否認 | 187 |
| 13 | 認知の方式 | 191 |
| 14 | 生殖補助医療と親子関係—代理母出生子の「母」の決定 | 194 |
| 15 | 夫婦共同養子縁組 | 198 |
| 16 | 養子縁組の効果 | 200 |
| 17 | セーフガード条項 | 204 |
| 18 | 親権者の指定 | 208 |
| 19 | 氏の変更 | 211 |
| 20 | 嫡出子の氏 | 215 |
| 21 | 日本人と婚姻した外国人の姓の戸籍上の記載 | 218 |
| 22 | 氏の変更 | 221 |
| 23 | 生後認知による国籍の生来取得 | 224 |
| 24 | 国籍法2条1号と同法3条1項2項の解釈及び同法3条1項の合憲性について | 226 |
| 25 | 平和条約と国籍 | 230 |

| | |
|---|-----|
| 26 国籍法2条3号にいう「父母がともに知れないとき」の意義 | 234 |
| 27 日本国内の自国の総領事館において自国の方式により婚姻した外国人からの婚姻届の受理の可否 | 237 |
| 28 日本戸籍への記載の伴わない、日本で行われた外国人の身分行為に係る「届書類」の記載に、錯誤ないし遺漏があった場合の訂正方法 | 240 |

第5章 資料編

| | |
|------------------------------------|-----|
| 資料1 法の適用に関する通則法(抄) | 244 |
| 資料2 法例の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて | 253 |
| 資料3 改正法例に関する質疑応答集 | 268 |
| 資料4 婚姻要件具備証明書 様式例 | 294 |
| 1 アメリカ合衆国 | 294 |
| 2 カナダ | 296 |
| 3 フランス共和国 | 298 |
| 4 フィリピン共和国 | 301 |
| 5 オーストラリア連邦 | 304 |
| 6 連合王国 | 305 |
| 7 中華人民共和国 | 306 |
| 8 ベトナム社会主義共和国 | 307 |
| 9 ブラジル連邦共和国 | 309 |
| 10 オランダ王国 | 310 |
| 11 シンガポール共和国 | 312 |
| 12 ニュージーランド | 315 |
| 13 ロシア連邦 | 317 |
| 14 チェコ共和国 | 319 |

目 次

| | | |
|----|-------------|-----|
| 15 | オーストリア共和国 | 322 |
| 16 | イタリア共和国 | 325 |
| 17 | イラン・イスラム共和国 | 326 |
| 18 | ドイツ連邦共和国 | 327 |
| 19 | マレーシア | 330 |
| 20 | 英 国 | 332 |